

藤本 利一

高等司法研究科・教授

[研究]

研究論文は、

- 1 「『債権者一般の利益』概念の意義と機能」伊藤眞ほか編『専門訴訟講座8巻 倒産・再生訴訟』304頁-345頁（民事法研究会、2014年11月）
- 2 「倒産法の世界のこれから」法学セミナー717号26頁-31頁（2014年10月）
- 3 「民事再生手続における保全処分の機能と展開（2）」阪大法学64巻1号51頁-71頁（2014年5月）
- 4 「民事再生手続における保全処分の機能と展開（3）」阪大法学64巻5号39頁-51頁（2015年1月）

判例評釈は、

- 1 「裁量免責の可否における考慮要素と判断枠組み（東京高裁平成26年3月5日決定——判時2224号48頁，金法1997号112頁，金判1443号14頁）」私法判例リマックス50号130頁-133頁（2015年2月）
- 2 「別除権協定の失効とその効果（最判平成26年6月5日民集68巻5号403頁——裁時1605号1頁，判時2230号26頁，判タ1404号88頁，金法2007号60頁，金判1445号14頁）」阪大法学64巻6号295頁-308頁（2015年3月）

を執筆した。

その他として、

- 1 「特集・座談会 倒産法の世界」（司会）法学セミナー717号11頁-25頁（2014年10月）
- 2 日本民事訴訟法学会関西支部研究会「会社更生法203条2項（民事再生法177条2項と同旨）の意義（最高裁第二小法廷平成25年4月26日 決定）」の研究報告（2014年6月）

[教育]

これまで実施してきた本研究科の倒産法プログラムの成果の一つとして、法学セミナー誌上に、「特集：倒産法の世界」法学セミナー717号6頁-31頁（2014年）を掲載した。これは、倒産法研究者および有力な倒産実務家による座談会を中心としたものであるが、倒産法の学び方について、若手弁護士との座談会をも含むものあり、かつ、当該座談会には、本研究科招へい教授である稲田正毅弁護士、また若手弁護士として本学修了生の林裕樹弁護士にも参加していただいた。

当該年度も、山本和彦教授（一橋大学）、本学OB・OGからなる14名の倒産実務家の参加する「倒産法演習」を主催し、小畑英一弁護士（LM法律事務所）「企業再建の実務」、大川治弁護士（堂島法律事務所）ほか「債権回収の実務」、堀野桂子弁護士（北浜法律事務所）「信託法」の各授業の実施に関与、貢献した。

[管理運営]

サバティカルのため、特になし。

[社会貢献]

最高裁判事の参加もある、歴史のある「大阪倒産実務交流会」の幹事に任命され、報告者の選定、報告内容の事前打ち合わせ、報告内容の出版（銀行法務21に定期連載中）に関する会議に参加することとなった。

大阪弁護士会内部に司法委員会の枠を超えて「大阪倒産実務研究会」の立ち上げが承認されたが、その顧問を拝命した。

全国倒産処理弁護士ネットワーク主宰の和歌山地域研修会（和歌山地裁所長、判事、書記官、和歌山弁護士会長はじめ所属弁護士等参加）において、最終コメンテーターとして発言。

近畿弁護士連合会主催の倒産実務意見交換会は、すでに近畿の枠を超え30近い単位会が参加し、隔月1回の定期開催を行っているが、そこにオブザーバーとして参加している。

[特記事項]

本学において、The Rt Hon Lord Justice Jack Beatson（控訴院）の講演会を実施した。

今年度第1学期はサバティカルをいただき、法学会による長期留学資金をたまわり、エジンバラ大学に客員研究員として在外研究を行った。その間、ロンドンにおいて、The Rt Hon Lord Justice Jack Beatson（控訴院）、The Hon Mr. Justice David

Richards（高等法院）、Jennifer Payne教授(Oxford)等に、またニューヨークにおいて、Micheal Gerber教授（Brooklyn）、シカゴにおいて、Charles Tabb教授（Illinoi）、ケンブリッジにて、Jesse Fried教授（Harvard）等にインタビューを実施し、その成果の一部を平成26年度に公表した各論考に反映させている。

平成26年度法学検定試験作問委員（民事訴訟法・倒産法）として、作問と解説作成を担当した。